

一般社団法人日本看護系大学協議会 国際交流推進委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第8条に基づき、国際交流推進委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 看護学高等教育に関する国際交流を通して、本会会員校のグローバル化に向けた支援を行う。

（任務）

第2条 本委員会は次の業務を行う。

- （1）East Asian Forum of Nursing Scholars との国際交流に関すること
- （2）国際的な博士課程教育のネットワークに関すること
- （3）若手研究者の国際的な活動力の育成に関すること
- （4）その他必要な事項

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2011年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、2014年6月16日から施行する。

附則 この規程の改正は、2017年3月20日から施行する。